

(案)

地独評委第 号  
令和 3 年 8 月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会

委員長 中 島 茂

意 見 書

公立大学法人岐阜県立看護大学（以下「法人」という。）の剰余金のうち中期計画に定める  
使途に充てられる額について、岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例（平成 2 1 年岐阜県条  
例第 2 3 号）第 2 条第 3 号の規定に基づく岐阜県地方独立行政法人評価委員会の意見は、下記  
のとおりです。

記

令和 3 年 8 月 1 6 日付け看大第 1 1 6 号で法人から岐阜県知事に対して法第 4 0 条第 3 項  
の承認に係る申請があった、剰余金のうち中期計画に定める使途に充てられる額については、  
承認することが適当である。